

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■都市計画に関する情報提供、開示の充実

①インターネットを活用した 都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示

現 状

住民が自身の居住する土地などにかかっている規制について容易に確認できるよう、インターネット上において、GISなどを利用して都市計画の情報を開示している市町がある【V-①-1】。

国としても、都市計画情報のオープンデータ化に向けた取組を推進しており、県や市町において更なるオープンデータ化の取組が求められている。しかしながら、県において、県内市町と連携し、都市における人口、産業、土地利用などの現況及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用を行うための基礎となる都市計画基礎調査を実施しているところであるが、その調査情報が公開されていないため、民間事業者も含めた様々な主体が容易に調査情報を閲覧できる状況にない。

■V-①-1 GISを活用した都市計画情報などの公開事例(広島市)

・広島市では、GISを活用し、インターネット上で都市計画などに関する情報を公開している。



資料:ひろしま地図ナビ(広島市ホームページ)

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■都市計画に関する情報提供、開示の充実

②都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実

現 状

都市計画決定手続きを進める中で、広く住民などの意見を聴取するために、公聴会や説明会の開催情報などを広報誌などにより、住民に対して情報提供を行うこととしている【V-②-1】が、一部の市町においては、ホームページでの情報提供が行われていない【V-②-2】。

■V-②-1 ホームページ及び広報誌などでの都市計画決定手続きに関する情報提供例

・平成28年度に行った東広島都市計画における区域区分の見直し手続きにおいて、広島県のホームページや東広島市の広報誌などにより、公聴会開催の旨を住民などへ情報提供している。

T O P I C S

市街化区域および市街化調整区域(区域区分)の変更素案

国土都市計画課 ☎(082)420-0954

変更素案の閲覧
閲覧場所/県都市計画課、市都市計画課
※市ホームページでも閲覧できます。
閲覧期間/12月19日(月)～平成29年1月10日(火) 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、12月29日(休)～1月3日(火)を除く)

日 程	会 場
12月13日(火) 19:00～	黒瀬生涯学習センター
12月14日(水) 19:00～	八本松地域センター
12月15日(木) 19:00～	高屋西地域センター
12月16日(金) 19:00～	志和生涯学習センター
12月18日(日) 10:00～	市民文化センター

目 的

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [まちづくり・地域振興](#) > [都市政策・交通](#) > [都市計画](#) > 東広島都市計画(区域区分)に関する公聴会開催のお知らせ

東広島都市計画(区域区分)に関する公聴会開催のお知らせ

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2016年12月9日更新

広島県では、東広島都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)に関する都市計画を変更するにあたり、その変更素案をとりまとめましたので、次のとおり公聴会を開催します。

「区域区分」に関する都市計画は、住みよいまちづくりを進めていくうえで、その基礎となるきわめて重要なものです。つきましては、この変更素案を住民の皆さんにお示しし、公聴会を開催して広くご意見をお伺いしたいと考えておりますので、変更素案を閲覧の上、ご意見をお聞かせくださるようお願いいたします。なお、公聴会で公述を希望される方は、あらかじめ下記の「公述の申出方法」により申出をお願いします。

公聴会について

日時 平成29年1月27日(金曜日)午前10時から午後4時まで
場所 東広島市民文化センター
(東広島市西条西本町28-6)

公述の申出方法

公述を希望される方は、広島県知事宛の公述申出書に住所、氏名、電話番号、述べようとする意見の要旨とその理由等を記載した書面を下記の問い合わせ先に郵送もしくは持参により事前に提出願います。事前に申出のない方は、当日公述することはできません。FAX、電子メールでの提出はお断りしておりますのでご注意ください。

公述申出書の様式は、下部【ダウンロード】で入手できます。
公述申出書の提出期間:平成28年12月19日(月曜日)から平成29年1月10日(火曜日)午後5時15分まで
郵送の場合は、平成29年1月10日(火曜日)の当日消印有効

公述人の選定

公述を希望される方が多い場合には、すべての方に公述していただけない場合があります。なお、当日公述していただく方が決定し次第、その結果を通知します。

公聴会の傍聴

傍聴を希望される方は、当日直接会場へおいください。ただし、先着順となりますので、満員の場合は入場をお断りすることがあります。

平成29年1月27日(金) 10時～16時
市民文化センター
アザレアホール
変更素案については、市街化区域編入などの意見がある人は、公聴会で公述をすることができ、公述する場合は、あらかじめ公述申出書を提出してください。
公述人の選定/公述を希望する人が多い場合は、全ての人が公述できない場合があります。当日公述してもらう人が決定次第、その結果を通知します。なお、公述申出書を提出していない場合、当日、会場で公述することができません。
提出期間/12月19日(月)～平成29年1月10日(火)(当日消印有効)
広島県知事宛の公述申出書(様式は、県都市計画課、市都市計画課で配布)を持参ま

の要旨とその理由) 公聴会の傍聴(傍聴を希望する人は、公聴会の当日、直接会場へ来てください)(申込不要)。ただし、先着順です。満員の場合は入場をお断りすることがあります。
公聴会の開催の中止など/公述申出書の提出期間内に公述を申し出がない場合は、公聴会を中止します(市ホームページ、市都市計画課窓口でお知らせします)。また、公述の希望が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮することがあります。
県都市計画課 ☎73018511 広島市中区基町10番52号
☎(082)534117

とりまとめた変更素案の概要は次のとおりです

1) 変更にかかる面積	市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	市街化区域から市街化調整区域に編入する区域の面積	変更後の市街化区域面積	特定保留区域面積
約2,736ha	約221ha	0ha	約2,957ha	約34ha

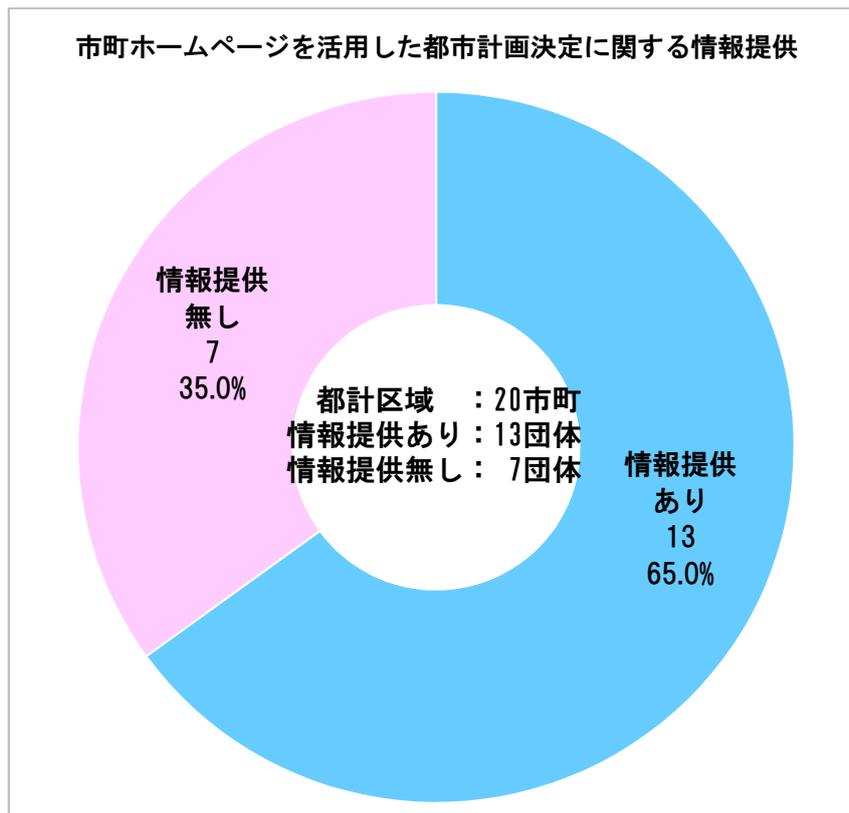
2) 主要な変更
市街化調整区域
▶18地区
市街化区域
(特定保留区域)
▶2地区
市街化区域
▶なし

資料:広報東広島 平成28年12月号(No512)
(東広島市)

資料:広島県ホームページ

■ V-②-2 市町ホームページを活用した都市計画決定の情報提供状況

・県内の都市計画区域を有する市町において、都市計画決定に関する情報をホームページで提供しているのは13団体である。



※ 各市町HP上に掲載する都市計画決定に関する事項を検索

資料:各市町ホームページより作成

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■ 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

③ 都市づくり・都市計画に関する意識の啓発

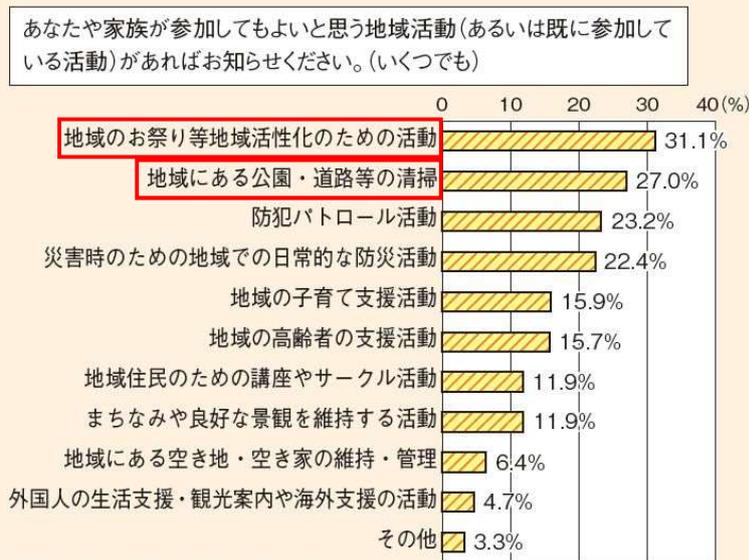
現 状

住民のまちづくり活動への参加機運は、年々高まっている【V-③-1】ものの、その受け皿となる活動団体や組織などまちづくりを主活動とするNPO法人の団体数は、全体の2割に満たず【V-③-2】、今後、このような団体や人材などを増やしていくためには更なる情報提供が必要である。

■ V-③-1 参加してもよいと思う地域活動

・参加してもよい地域活動の上位に、“地域活性化のための活動”、“公園・道路の清掃”が挙げられている。

図表 188 参加してもよいと思う地域活動

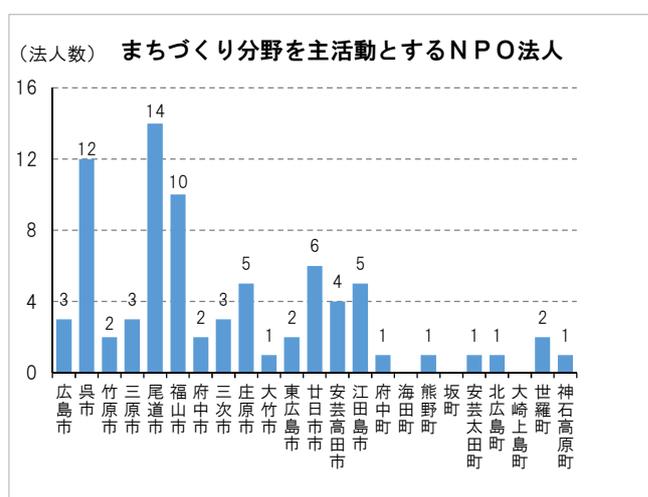
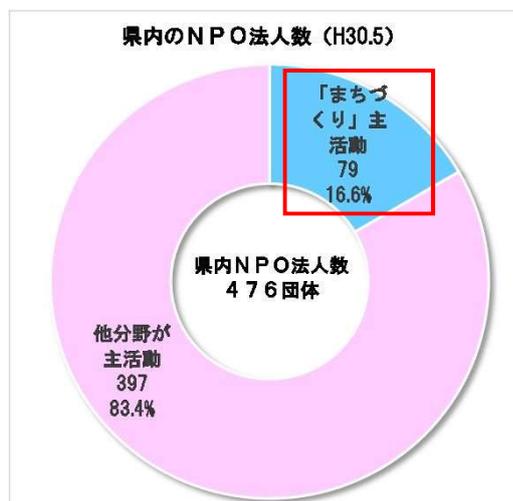


資料) 国土交通省「国民意識調査」

資料: 平成23年度国土交通白書
(国土交通省)

■ V-③-2 まちづくりを主活動とするNPO法人数(広島県認証分)

・広島県が認証したNPO法人は、平成30年5月現在で476団体あるが、このうち「まちづくり」を主活動としている団体は2割に満たない。



資料: 広島県知事が所管するNPO法人の一覧(H30.5.15) (広島県ホームページ)より作成

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■ 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

④ 都市づくりに係わる民間活動の支援

現 状

住民などが行うまちづくり活動やまちなみづくり、景観保全などの活動を促すため、公益的事業などに対する支援制度を導入している市町があり、このような行政との連携によるまちづくりの取組を促進する必要がある【V-④-1】。

■ V-④-1 市町によるまちづくり支援制度の導入状況(三次市)

・三次市では、市民によって組織された任意の団体や法人などが主体となり、連携や公助により行う公益的事業を支援している。また、すぐれた地域資源を生かし、交流人口の拡大や交流などを通じた地域活力の創造をめざした公益的事業などの創造や展開をするうえで必要となる施設整備を支援している。

【がんばる地域支援事業(ソフト事業を対象)】

事業名		事業団体
H24	学力支援事業	NPO法人 みよし子育て・学び支援あすなる
	郷土の民話集づくり	郷土の民話を伝えよう会
	①「農山村力向上！農林畜産業の振興支援プロジェクト」	NPO法人地域活性化プロジェクトチームGANBO
	②田舎deふるさと情報発信強化プロジェクト	
H25	君田地域まちづくりビジョン実現事業	君田おこしネットワーク協議会
	スポーツをとおした健康づくりひとづくり事業	みわスポーツクラブ
	布野町横谷地区活性化事業	横谷自治連合会
	三次町まちなかギャラリー	三次まちづくり歴史文化会
	西の玄関川地活性化事業	西の玄関川地
	川の文化と賑わい創出事業	かっぱ道場馬洗川
	「君田ふる里応援団」の結成と活動展開	君田おこしネットワーク協議会
	「三次の酒で乾杯を推進する条例」の普及促進事業	三次の酒研究会
	みよし街コンin十日市	三次青空クラブ
	H26	うだつの町並みにぎわいプロジェクト
北部三町の地域力向上事業		三次市北部三町自治連合会連携会議
三次の鵜飼伝承事業		三次の川舟を守る会
忍者まちをはしる！三次の巻		三次忍者団
吉舎ふるさとプラザ「Xa104」を拠点にしたまちの活性化事業		吉舎町商工業振興支援センター
芸備線周辺地域活性化事業		芸備線愛好のぞみ会
H27	地域創生アクション事業 (幸せを実感しながら住み続けたい町づくり事業)	下地区社会福祉協議会連合会
	体験交流プログラムマネジメントで持続可能な交流促進と江の川カヌー公園等の利用拡大	特定非営利活動法人元気むらさき
H28	女性が主体となった鳥獣被害軽減対策の普及とこれを突破口にした女性の地域振興活動の役割り向上	石原ひまわり会
H29	「うがみちくさの里」構想 -平成30年度からの農産物等販売構想-	宇賀地区振興協議会

【がんばる地域・産業施設整備支援事業(ハード事業を対象)】

事業名		事業団体
H24	遊休農地を活用した機能性野菜の栽培による6次産業化の推進と食を絆とした新たな農村交流の創造	大津建設株式会社
H25	尾道松江線開通と農地遊休化防止に連動した6次産業化推進による地域振興貢献事業	合同会社三良坂フロマージュ
H26		申請なし
H27 ~H29	農産物の獣害減少と野生駆除獣の有効活用を目的とする新産業構築及び新産品開発による地域づくり貢献事業	有限会社 みわ375
	川西郷の駅整備事業	株式会社 川西郷の駅
	地域資源を活用した特産品の開発・加工・販売による地域活性化と定住促進をめざした都市農山村交流事業による人口減少、限界集落への挑戦事業～小さな農山村を守り抜く！希望のモダン！～	君田町茂田区特産品加工販売等連携会議
	農家レストラン「こいこい屋」等整備事業	合同会社 あおが

資料：三次市ががんばるまちづくり支援事業(三次市ホームページ)より作成

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■ 段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進

⑤ 提案制度の活用

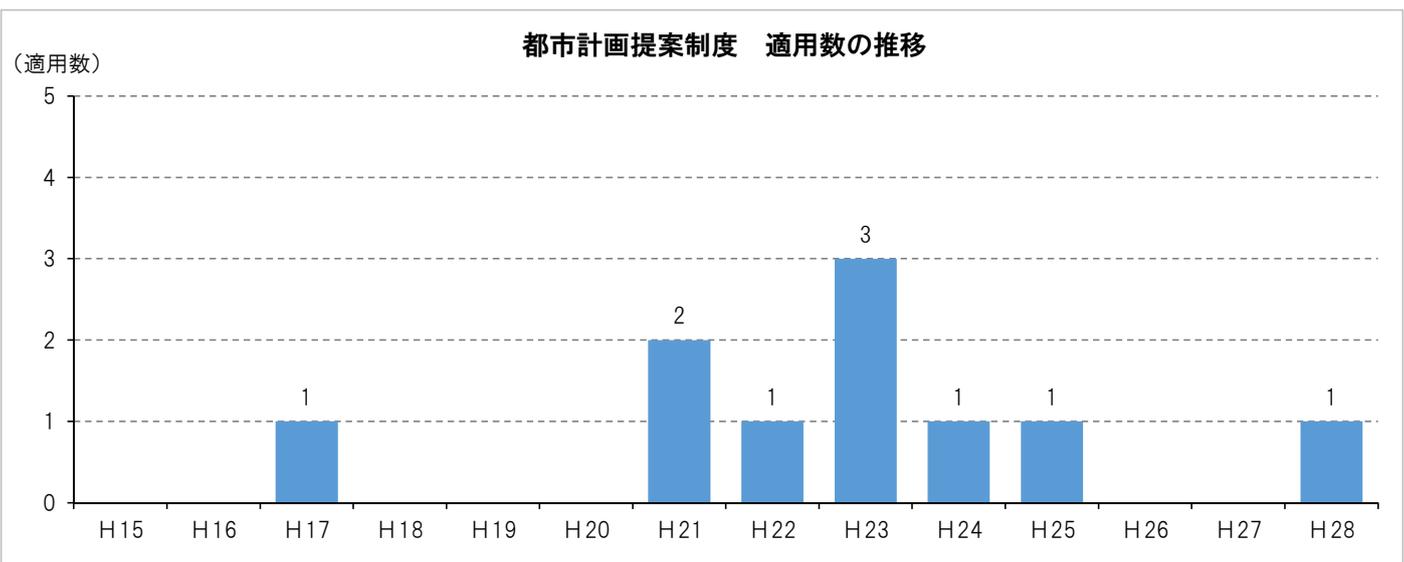
現 状

平成14年の都市計画法の改正により、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者やまちづくり協議会、まちづくりNPOなどが、一定面積（0.5ha）以上の一体的な区域について、土地所有者の3分の2以上の同意を得た場合に、マスタープランを除く全ての都市計画について、その案を提案することができる都市計画提案制度が設けられている。

しかしながら、市町において都市計画に関するホームページなどで情報発信は行っているものの、地域においてまちづくりの知識を有する人が少ないこともあり、住民や民間団体などが主体となった都市計画提案が活用された事例は少ない【V-⑤-1】。

■ V-⑤-1 都市計画提案制度での提案数

・広島県での都市計画において、平成15年から平成28年の間に都市計画提案制度が適用されたのは10件である。



V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

⑥県の都市計画案は市町の提案を受けて作成することの原則化

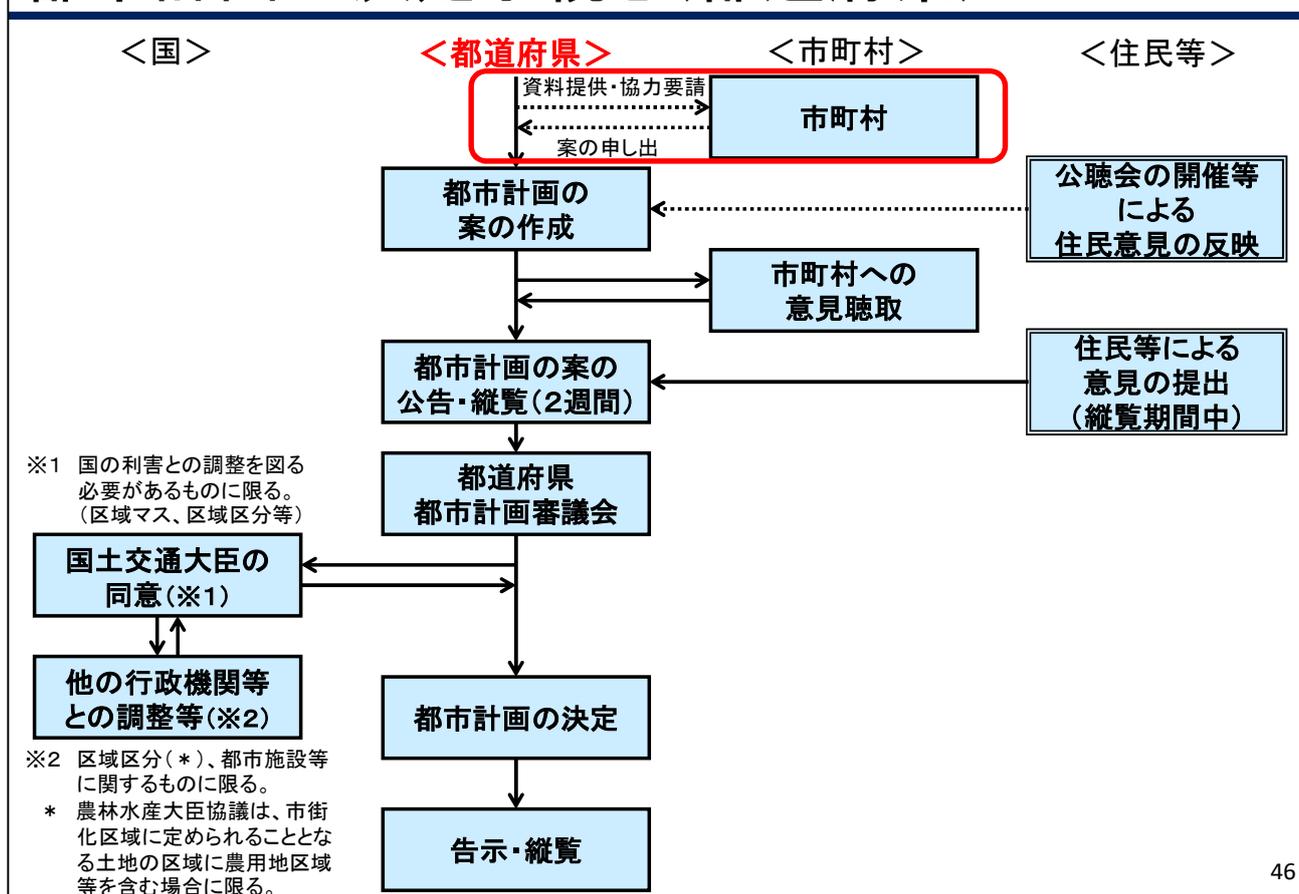
現 状

県が決定する都市計画に際し、住民にとって住みよいまちを実現していくために、住民に最も近い基礎自治体である市町が、住民の意向や地域の実情などを踏まえて、都市計画の素案を作成し、申出により県が都市計画の案を作成しているところであるが、今後も引き続き、市町の提案により、地域の実情などを踏まえた都市計画の案を作成していく必要がある【V-⑥-1】。

■V-⑥-1 都市計画の決定手続き(都道府県)

・本県においては、住民に最も近い基礎自治体である市町が、都市計画の素案を作成し、申出により県が都市計画の案を作成している。

都市計画の決定手続き(都道府県)



資料: 都市計画制度の概要「土地利用計画制度」(国土交通省ホームページ)

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

⑦市町の都市計画への県の協議・同意基準の運用とフォローアップ

現 状

平成23年の都市計画法の改正により、市の都市計画決定に係る都道府県知事への同意を要する協議が同意を要しない協議とされ、市において県の同意なく主体的に都市計画決定が行えるようになった【V-⑦-1】。

市が都市計画決定を行うにあたり、県との協議などで県と市が相互に説明を尽くした結果、県の意見を踏まえた案としない場合は、手続きに支障が生じるおそれがある。

■V-⑦-1 都市計画制度における地方分権

・第一次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正に伴い、市が都市計画を決定しようとする際の都道府県知事との協議について、その同意を得ることが不要となった。

【参考】都市計画制度における地方分権（第一次～第五次地方分権改革一括法）

○第一次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

- (1) 三大都市圏等大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域において、都道府県が都市計画を決定しようとする際の国土交通大臣の同意を要する協議を不要とする（都市計画法第18条第3項）
- (2) 市が都市計画を決定しようとする際の都道府県知事との協議について、その同意を得ることを不要とする（都市計画法第19条第3項）

○第二次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

1. 義務付け・枠付けの見直し等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を定めているいわゆる「義務付け・枠付け」の規定について、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止、努力義務化等の見直しを行うもの。

計画の策定・計画の内容の義務付 → 「できる」規定化・努力義務化 等

2. 基礎自治体への権限移譲

地方分権改革推進委員会第1次勧告に掲げられた事務について、次のように措置。

【都市計画決定権限について】

- (1) 都道府県から市町村へ決定権限を移譲する都市計画
 - ・三大都市圏等の都市計画区域における用途地域等（特別区を除く。）
 - ・4車線以上のその他の道路、10ヘクタール以上の公園、緑地等（国又は都道府県が設置するものを除く。） 等
- (2) 都道府県から指定都市へ決定権限を移譲する都市計画
 - ・区域区分
 - ・都市再開発方針等
 - ・高速自動車国道及び一般国道

【建築許可等について】

都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等については、都道府県知事からすべての市の長へ移譲する。

○第三次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

- (1) 義務付けの見直し 市町村又は都道府県が都市計画を決定した場合における、都市計画の図書の写しの国交大臣への送付義務を廃止する。
- (2) 開発審査会の委員の人数を、「5人又は7人」から「5人以上」に変更する。

○第四次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

指定都市の区域における都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限を都道府県から指定都市に移譲

○第五次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し（すべての区域区分に関する都市計画決定から、農用地区域等が含まれる場合に限定）

38

資料:都市計画制度の概要「都市計画法制」(国土交通省ホームページ)

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町間調整を重視した広域調整システムの構築

⑧広域計画を調整する圏域内都市計画調整会議の設置と活用

現 状

県が都市計画を決定するときは、市町（都市計画区域を持たない町も含む）との十分な調整・連携を図り、適切に都市計画を決定する必要があるため、市町相互が直接意見交換しながら広域的調整を行うことができるよう、広島圏域、備後圏域、備北圏域内都市計画調整会議設置運営要綱を定めており、今後も会議を設置し、県と関係市町との間での意見集約や情報交換による円滑な調整を図る必要がある。

また、平成23年の都市計画法の改正により、一の市町の区域を越えて広域に影響を及ぼす区域区分の決定・変更について、政令指定都市（広島市）において独自に行うことが可能となり【V-⑧-1】、市町間の広域的調整が今後ますます重要となってくることから、要綱の見直しや会議における具体的な調整方法などについて検討する必要がある。

■ V-⑧-1 都市計画制度における地方分権

・第二次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正に伴い、区域区分の決定権限が都道府県から指定都市へ移譲された。

【参考】都市計画制度における地方分権（第一次～第五次地方分権改革一括法）

○第一次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

- (1) 三大都市圏等大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域において、都道府県が都市計画を決定しようとする際の国土交通大臣の同意を要する協議を不要とする（都市計画法第18条第3項）
- (2) 市が都市計画を決定しようとする際の都道府県知事との協議について、その同意を得ることを不要とする（都市計画法第19条第3項）

○第二次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

1. 義務付け・枠付けの見直し等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を定めているいわゆる「義務付け・枠付け」の規定について、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止、努力義務化等の見直しを行うもの。

計画の策定・計画の内容の義務付け → 「できる」規定化・努力義務化 等

2. 基礎自治体への権限移譲

地方分権改革推進委員会第1次勧告に掲げられた事務について、次のように措置。

【都市計画決定権限について】

- (1) 都道府県から市町村へ決定権限を移譲する都市計画
 - ・三大都市圏等の都市計画区域における用途地域等（特別区を除く。）
 - ・4車線以上のその他の道路、10ヘクタール以上の公園、緑地等（国又は都道府県が設置するものを除く。） 等
- (2) 都道府県から指定都市へ決定権限を移譲する都市計画
 - ・区域区分
 - ・都市再開発方針等
 - ・高速自動車国道及び一般国道

【建築許可等について】

都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等については、都道府県知事からすべての市の長へ移譲する。

○第三次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

- (1) 義務付けの見直し 市町村又は都道府県が都市計画を決定した場合における、都市計画の図書の写しの国交大臣への送付義務を廃止する。
- (2) 開発審査会の委員の人数を、「5人又は7人」から「5人以上」に変更する。

○第四次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

指定都市の区域における都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限を都道府県から指定都市に移譲

○第五次地方分権改革一括法による都市計画法の一部改正

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し（すべての区域区分に関する都市計画決定から、農用地区域等が含まれる場合に限定）

38

資料：都市計画制度の概要「都市計画法制」（国土交通省ホームページ）

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町間調整を重視した広域調整システムの構築

⑨都市計画の広域調整

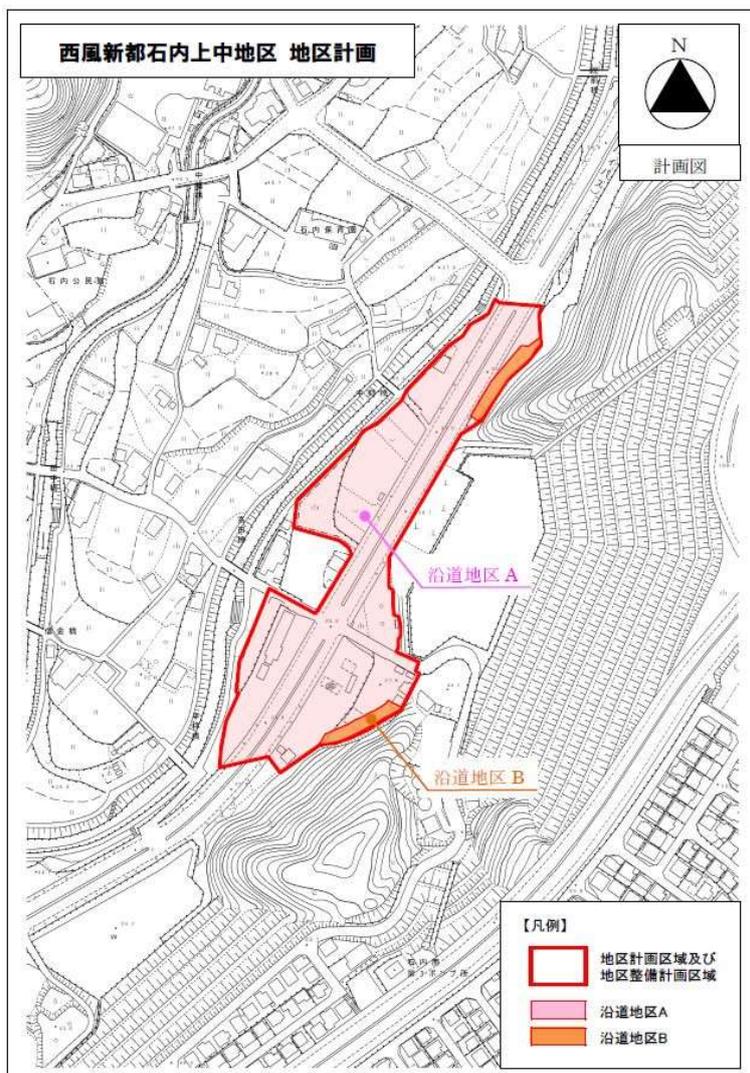
現 状

大規模集客施設の立地に関する都市計画の決定（変更）のように、広域的に都市構造や周辺環境などに影響を及ぼすおそれのある場合は、平成20年3月に策定した「市町の都市計画決定（変更）に際して県が行う広域調整手続に関するガイドライン」に即して広域調整を行っている【V-⑨-1】。

今後も、市町が行う都市計画決定（変更）の影響が、一の市町の区域を越えて広域に及ぶと考えられる場合は、都市機能の適正立地を確保する観点から引き続き広域調整を行う必要がある。

■ V-⑨-1 広域調整の事例

- ・西風新都石内上中地区地区計画は、県が定める広域調整手続に関するガイドラインに基づく広域調整の対象案件であったため、都市計画決定にあたり、広島圏域内の市町との広域調整を行った。



資料：地区計画の届出について「西風新都石内上中地区」
(広島市ホームページ)

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町の執行体制強化の支援

⑩県による支援体制の強化，人材育成

現 状

広島県において，県と市町との人事交流を継続的に行っており，今後も引き続き，市町の執行体制の強化，協力連携の緊密化を図る必要がある。

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町の執行体制強化の支援

⑪まちづくり事例集などの作成と活用支援

現 状

県では、現行の都市計画制度や県内の都市計画の取組状況を紹介することにより、都市計画に携わる実務経験者に役立てていただくために、「広島県の都市計画2014」を作成し、まちづくりに関する制度や県主要事業の紹介、県内の都市計画決定一覧などの情報提供を冊子、ホームページなどで行っている【V-⑪-1】。

また、国土交通省では、ホームページを活用し、中心市街地活性化資料集・事例集として、全国のまちづくりの先行事例などを情報提供している【V-⑪-2】。

■ V-⑪-1 県における都市計画制度や県内の都市計画の取組状況などに関する情報提供例

・県では、まちづくりに関する制度や県主要事業の紹介、都市計画決定一覧などについて、「広島県の都市計画2014」を作成し、冊子やホームページで情報提供している。

The screenshot shows the official website for Hiroshima Prefecture's urban planning. The top navigation bar includes 'ひろしま未来チャレンジビジョン' and '広島県の都市計画'. The main content area features a large aerial photograph of Hiroshima with the text '広島県の都市計画 2014' overlaid. Below the photo, there are links for downloading the full plan and reference materials. A sidebar on the left contains various service categories like '職員補助', '検索', '防災情報', etc. A red box on the right highlights '重要なお知らせ' (Important Notice) regarding disaster relief for the July 2014 heavy rain.

資料：広島県の都市計画2014(広島県ホームページ)

■ V-⑪-2 まちづくり制度紹介の事例(国土交通省)

・国土交通省では、全国のまちづくりの先事例などを収集・整理し、ホームページで紹介している。



■「中心市街地活性化ハンドブック」2018(平成30年度)版ができました。

	<p>⇒ ダウンロード(一括・分割)はこちら</p>
--	--

■「中心市街地のまちづくり」について皆様にごイメージしていただくためのパンフレットを作成しました。(H22.11 一部変更)

	<p>⇒ 中心市街地のまちづくり〜コンパクトなまちづくりを目指して〜 パンフレット</p>
--	---

■「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討調査」

	<p>「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討調査」 新たなまちづくりの担い手、特に公共施設を活用してまちのにぎわいを創出したり、あるいは公益的な活動も行った担い手について、実態調査を実施した上で、このような担い手を支援し、公共施設に係る活動を誘導するための方策の検討を目的とした調査です。 ⇒ 報告書をご覧いただけます。</p>	<p>「まちづくり会社等の活動事例集(活動内容別の代表的な30事例の紹介)」 ⇒ 事例集をご覧いただけます。</p>
--	--	--

■「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」

	<p>「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」 空きビル活用及びリニューアルにより、中心市街地の活性化を図った事例を収集・調査することにより、その成功要因を特定し、整理した上で、中心市街地活性化に取り組む都市に情報提供することにより、中心市街地活性化の着実な推進を図ることを目的とした調査です。 ⇒ 報告書をご覧いただけます。</p>	<p>「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」 ⇒ リーフレットをご覧いただけます。</p>
--	---	--

■「中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」

	<p>「平成22年度 中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」 認定基本計画の目標達成に向けた的確な事業の選択と実行、まちづくりと医療福祉施策との連携及び商業活性化のための独自条例制定等の取組みについて、代表的な事例を取りまとめました。 ⇒ 報告書(一部抜粋)をご覧いただけます。</p>	<p>「平成23年度 中心市街地活性化に関する制度の円滑な運営のための検討調査」 ⇒ リーフレットをご覧いただけます。</p>
--	---	---

■「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査」

	<p>「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査検討」 まちづくり活動における情報収集・発信の現状や課題、今後のニーズ等を把握したうえで、より効率的・効果的な情報収集・発信方法について検討することで、官民が連携した情報交流の促進によるまちづくりの取組の活性化を図ることを目的とした調査です。 ⇒ 調査報告書をご覧いただけます。</p>	<p>「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方法に関する調査検討」 ⇒ リーフレットをご覧いただけます。</p>
--	--	---

■「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査」

	<p>「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査」 中心市街地活性化の取組について、その内容や状況の把握を行うとともに、そこから見出されるきめ細やかな民間資金による再生方策を調査することにより、中心市街地活性化の新たな施策の検討に資することを目的とした調査です。 ⇒ ダウンロード(分割)はこちら</p>
--	--

■「まちづくりにおける地域の担い手に関する実態検討調査(復興まちづくりにおける担い手)」

	<p>「まちづくりにおける地域の担い手に関する実態検討調査(復興まちづくりにおける担い手)」 大規模災害からの復興において効果的な復興まちづくりを実現するにあたって、民間の担い手の役割や活用のあり方等について、検討を行うことを目的とした調査です。 ⇒ 調査報告書をご覧いただけます。</p>
--	---

資料: 中心市街地活性化資料集・事例集(国土交通省ホームページ)

V. 住民主体のまちづくりが進む都市

■市町の執行体制強化の支援

⑫市町間のまちづくり情報交換の促進

現 状

県内市町の都市計画担当者が集まり、都市計画に関する情報提供や意見交換を行う担当者会議などが毎年度開催されているが、より多くの情報交換の機会を設けるため、会議などの開催を推進する必要がある【V-⑫-1】。

■V-⑫-1 県・市町による連絡調整会議などの実施状況

・都市計画担当者会議など、年間で10～12回の会議が開催されている。

会議名	参加市町	開催実績					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
県市町都市計画担当課長会議	広島県内各市町 (都市計画区域を持つ19市町)	2	2	1	1	1	1
市町担当者会議	広島県内各市町 (都市計画区域を持つ19市町)	2	2	2	2	2	1
全国地区計画推進協議会	東広島市，福山市 (広島県，広島市は顧問)	4	3	3	3	2	4
中国都市美協議会	10市1町 (広島県，広島市は顧問)	3	3	3	3	3	3
中四国主管課長会議	中四国9県，広島市，岡山市	1	1	1	1	1	1
立地適正化計画に係る実務担当者情報交換会	三原市，尾道市，府中市，福山市，竹原市 (広島県)	-	-	-	2	3	1
合	計	12	11	10	12	12	11